

拡大型指名競争入札の公表

平成 26 年 3 月 17 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事
工事場所	自) 北海道美唄市日東町春日台 至) 北海道美唄市日東町春日台
工事種別	のり面処理工事 (等級 A・B)
工事概要	本工事は、道央自動車道 (美唄 IC～奈井江砂川 IC) における本線切土部変状箇所についてのり面の安定を目的としてアンカー工によるのり面対策を行うものである。 ・アンカー工 約 60 本 ・切盛土工 約 300m ³
工期	契約保証取得の日の翌日から 210 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 3 項-②-ア) に該当するため、拡大型指名競争とする。
指名通知の日	平成 26 年 3 月 17 日
指名業者数	48 者
指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則 (平成 17 年細則第 16 号)」第 6 条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社 (以下、「NEXCO 東日本」という。) における「平成 25・26 年度工事競争参加資格審査」において、「のり面処理工事」(等級 A・B) の認定を受けていること。</p> <p>(3) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領 (平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号) に基づき、「地域 1」において競争参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>(4) 指名通知の日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。</p> <p>(5) 平成 23・24 年度に完成した NEXCO 東日本の工事のうち、上記 (2) に示す工事種別に該当する工事の成績評定点 (請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の成績評定点合計をいう。以下、「成績評定」という。) を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに (2 年連続して) 65 点未満となる者でないこと。</p> <p>(6) 指名通知の日において、北海道の空知・上川・胆振総合振興局、留萌・石狩振興局管内に本・支店等の営業拠点を有する者であること。</p> <p>(7) 平成 15 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">同種工事：下記を必要とする</p> <p style="padding-left: 4em;">a) のり面工事におけるアンカー工の工事</p> <p style="padding-left: 4em;">b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制を</p>

	<p>実施した工事（片側交互規制は可、通行止め規制及び路肩規制は不可） なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>（当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）</p> <p>ただし、記載した工事が、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <p>イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定が65点未満の工事</p> <p>ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>
--	---

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項

<p>非指名者の競争参加</p>	<p>非指名者のうち下記①又は②のいずれか及び③に該当する者は本件競争入札に参加することができる</p> <p>① NEXCO 東日本の「平成 25・26 年度工事競争参加資格審査」の有資格者のうち記 2. 「指名基準」(1)から(5)及び(7)をすべて満たす者。</p> <p>②NEXCO 東日本の「平成 25・26 年度工事競争参加資格審査」の無資格者のうち記 2. 「指名基準」(1)、(3)から(5)及び(7)を満たすもの。</p> <p>③下記の条件を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(1) 配置期間</p> <p>審査基準日（競争参加資格確認申請書の提出期限の日）において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、専任を要しない期間については共通仕様書を参照すること。</p> <p>(2) 資格及び施工実績</p> <p>1) 主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有するものであること。</p> <p>2) 現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうちいずれかの者が、平成 15 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工経験を有すること。</p> <p>同種工事：下記を必要とする</p> <p>のり面工事におけるアンカー工の工事 （当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）</p> <p>施工経験における従事役職は問わないが、工期の5割以上の期間に従事していた場合に限り施工実績として認める。</p> <p>なお、同一工事において複数の役職（担当技術者も含む）で従事した施工経験の場合は、役職ごとの従事期間の合計が工期の5割以上であれば施工期間として認める。</p> <p>ただし、記載した工事が、記 2. 「指名基準」(7)のイ)またはロ)に該当する工事は施工経験として認めない。</p> <p>また、現場代理人を工事経験者とする場合は、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者に限るものとする。</p> <p>3) 専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係に</p>
------------------	--

	<p>ある者であり、かつ3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。</p> <p>なお、競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。</p> <p>a) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付、国総建第155号）</p> <p>b) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成14年4月16日付、国総建第97号）</p> <p>c) 「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成15年1月22日付、国総建第335号）</p> <p>4) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
<p>契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：平成26年3月17日（月）から平成23年4月1日（火）まで</p> <p>配布方法：NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。</p> <p>※標準契約書（案）（【土木工事契約書】を使用すること）、入札者に対する指示書（【郵送入札】《工事（土木・施設）》を使用すること）、共通仕様書（特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること）、金抜設計書、特記仕様書及びその他契約（発注用）図面等はNEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>（標準契約書（案）、入札者に対する指示書、共通仕様書）</p> <p>⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>（拡大型指名競争入札の公表（本書）、金抜設計書、特記仕様書、その他契約（発注用）図面等）</p> <p>⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
<p>競争参加に必要な手続</p>	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出（記3.「非指名者の競争参加」①、②の者ともに必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり ・提出期限：平成26年4月1日（火）午後4時00分 ・提出場所：本件工事の「契約担当部署」 <p style="text-align: center;">NEXCO 東日本 北海道支社 岩見沢管理事務所 総務 （住所）〒068-0834 北海道岩見沢市駒園8-8-1 （TEL）0126-25-2866</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出方法：書留郵便（提出期限内に必着のこと） <p>(2) 「東日本高速道路株式会社の平成25・26年度工事競争参加資格審査」申請書の作成及び提出（記3.「非指名者の競争参加」②の者のみ必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：当社ホームページ「競争参加資格審査のご案内」参照 <p>⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出期限：平成26年4月1日（火）午後4時00分 ・提出場所：NEXCO 東日本 本社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 <p style="text-align: center;">（住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17階</p>

	<p>(電話番号) 03-3506-0214</p> <p>・提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送でのみ受付 [宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p>
競争参加資格確認 申請書の作成	<p>(1) 配置予定技術者が記3.「非指名者の競争参加」②(2)3)aからc)に示す、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。</p> <p>① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記をした日から記3.「競争参加に必要な手続き」(1)に示す提出期限の日までの期間が3年以内であること。</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面</p> <p>2) 出向元企業の建設業の廃業届</p> <p>3) 当該建設業の許可の取消通知書または当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もしくは公報</p> <p>4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向元企業の営業譲渡または会社分割についての関係を示す書面</p> <p>② 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面</p> <p>2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年6月8日建設省告示第1461号)附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用(雇用期間3ヶ月以上)関係を示す書面</p> <p>2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</p> <p>3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記3「競争参加に必要な手続き」(1)に示す提出期間の日までの期間が1年以内であること</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し貴社が排除要請等の対象法人でないことを証明するため、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」(指示書様式4-1、4-2)を申請書とともに提出すること。</p> <p>(3) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。</p>
競争参加に必要な 条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。 競争参加資格確認結果通知予定日：平成26年4月7日(月)</p> <p>(2) 開札日までに、「東日本高速道路株式会社の平成25・26年度工事競争参加資格審査」において、「のり面処理工事」(等級A・B)に認定されている者であること。</p> <p>※指名通知の日から落札者決定の日までの間にNEXCO東日本から「地域1」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>
入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限：平成 26 年 6 月 2 日（月）午後 4 時 00 分 ・提出場所：記 3.「競争参加に必要な手続」(1)記載の「契約担当部署」 ・提出方法：書留郵便（提出期限内に必着のこと） ・書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。 <p>① 入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと</p> <p>② 単価表等：入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式 6 のとおり</p> <p>③総合評定値通知書(経審)の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと</p> <p>(2) 開札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開札日時：平成 26 年 6 月 3 日（火）午後 1 時 30 分 ・開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 岩見沢管理事務所 会議室 <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした入札についても有効として取扱う。ただし、再度入札へ移行する場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。</p> <p>(5) 単価表の提出について 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者は、その入札を無効とする。単価表は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、電子記録媒体（CD-R）に保存して提出するものとする。</p> <p>(6) 低入札価格調査</p> <p>(イ) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>(ロ) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。</p>
--	---

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求められます。

4. 競争参加資格に関する事項

<p>設計業務等の請負人等との資本及び人事面の関係</p>	<p>指名通知の日または審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記(2)に示す設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請請負人、または当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>(1)「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ) またはロ) に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p>
-------------------------------	--

	<p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <p>(2) 設計業務等の業務名及び請負人 保全点検業務等（施設保全工事業務等）の実施に関する協定 道路等機能関係 調査検討業務 支社管内工事用図面等作成 岩見沢管内工事用図面作成 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道</p>
<p>施工（調査等）管理業務の請負人等との資本及び人事面の関係</p>	<p>指名通知の日または審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記（2）に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと、又は現に下記（2）に示す施工（調査等）管理業務請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>(1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ) またはロ) に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <p>(2) 施工（調査等）業務の請負人 保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 25 年度） 土木施工管理業務 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道</p>
<p>入札に参加しようとする者との資本または人的関係</p>	<p>指名通知の日または審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>(1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この (1) 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この (1) 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合 ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ①一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この (2) 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者を</p>

	<p>いう。)を現に兼ねている場合</p> <p>【役員の定義】</p> <p>イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）</p> <p>ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）</p> <p>ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役</p> <p>【管財人の定義】</p> <p>イ) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記 (1) または (2) と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合</p>
質問の受付	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：平成 26 年 3 月 17 日（月）から平成 26 年 5 月 23 日（金）午後 4 時 00 分まで ・受付場所：記 3. 「競争参加に必要な手続」(1) 記載の「契約担当部署」 ・受付方法：質問書面（様式自由）を持参または書留郵便（受付期間内に必着のこと）により提出すること <p>(2) 上記 (1) により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答予定日：質問を受け取った日の翌日から原則として 5 日以内 ・回答方法：質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。 <p>⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、当社ホームページを参照すること ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
その他	<p>(1) 入札前価格交渉の有無 有</p> <p>(2) 単価表等の提出 必要…入札者に対する指示書[13]を参照のこと</p> <p>(3) 単価協議 有 …入札者に対する指示書[26]を参照のこと</p> <p>(4) 履行保証 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと</p> <p>(5) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること。</p> <p>(6) 支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金 有：請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。 ※ただし、請負代金が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。 ・部分払 有：請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。 <p>(7) 単品スライド条項の適用：請負契約書第 25 条第 5 項について適用する。</p>

5. 入札前価格交渉に関する事項

入札前価格交渉方式の概要	(1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求めその見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉
--------------	--

方式の対象工事である。

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係わらず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

(2) 当初見積書の提出

入札者は、次に示すとおり「当初見積書」の提出を行わなければならない。

- ・提出期限 平成 26 年 4 月 16 日（水）午後 4 時 00 分まで
- ・提出場所 記 3.「競争参加に必要な手続」(1) 記載の「契約担当部署」
- ・提出方法 書留郵便（提出期限までに必着のこと）
- ・提出書類 見積書（様式 5-1、5-2、5-3）正 1 部、副 2 部

(3) 見積書の内容に関する交渉

①当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかる交渉（ヒアリング）を行いますので、入札者はこれに応じなければならない。

②入札前価格交渉は、平成 26 年 4 月 18 日（金）から平成 26 年 5 月 9 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。

③入札者の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材または機器の性能・機能及び見積書（様式 5-1、5-2、5-3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、最大 3 名までの参加を可能とする。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。

④交渉の回数は、すべての入札者と 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回程度とする。

⑤交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

(4) 最終見積書の提出

入札者は、上記 (3)⑤において合意された事項を反映させた「最終見積書」（様式 5-1、5-2、5-3）を提出しなければならない。なお、最終見積書は、当初見積書から変更が生じない場合も提出しなければならない。

最終見積書の提出方法は、上記 (2) に基づくものとし、提出期限は以下に示すとおりとする。

最終見積書提出期限 平成 26 年 5 月 15 日（木）午後 4 時 00 分

(5) その他

①入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとしませんが、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終見積書を超えた入札である場合は、当該入札者が行った入札は無効とし、競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

②入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に

	<p>入札を辞退することができます。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。</p> <p>③当初見積書または最終見積書において、NEXCO 東日本が想定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。</p>
--	--

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫

殿

仕入先コード ※1
住所
会社等名
役職等
氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 26 年 3 月 17 日付けで拡大型指名競争入札の公表のありました道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の拡大型指名競争入札の公表において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条第 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人もしくは担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連のある者（以下「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 配置予定の主任（監理）技術者の資格（様式 3）
3. 配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験（様式 4）
4. 暴力団排除に関する誓約書（指示書様式 4-1）
5. 暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧（指示書様式 4-2）

以上

※1) 「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

様式 2 (施工実績)

施工実績

会社等名：

同種工事 項目	a) のり面工事におけるアンカー工の工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互規制は可、通行止め規制及び路肩規制は不可)	
工事名称等	工事名	
	コリンズ登録番号	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	発注者名	
	工事成績	00点
	受注形態等 (※1)	単体 / 共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式(※2)： 甲 / 乙 出資比率： 00% (〇〇建設 00%)
工事諸元等	工法・規模・寸法	アンカー工施工本数： 本 場所：のり面 道路名：○△自動車道

《補足事項》

(※1) 該当するものを○で囲む。

《記載上の注意事項》

- ① 代表的な施工実績を 1 件記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告 (説明書) に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。
- ② 同種工事の各工事を異なる工事で施工した場合は、工事毎に 1 枚作成すること。【同種工事を複数設定している場合】
- ③ 記載した工事の「契約書類の写し (契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分)」及びコリンズに登録されている場合は「工事カルテ (完了時) の写し」を添付すること。
- ④ 契約書類の写し及びコリンズへの登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、その確認に必要な書類を添付すること。
- ⑤ 記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

様式3 (配置予定の主任(監理)技術者の資格)

配置予定の主任(監理)技術者の資格

会社等名： _____

配置予定技術者の氏名	〇〇 〇〇	□□ □□	△△ △△
従事(予定)役職(※1)	主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者	主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高校土木科 00 年卒業	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業
建設業法(土木工事業)に該当する資格等	0 級〇〇施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級〇〇施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)	0 級〇〇施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年・番号) その他(建設業法に定める同等の内容を記述)
申請時点における他工事の従事状況等	工事名	申請時における従事工事なし	○×自動車道△△工事
	発注者名		〇〇高速道路(株) ◇◇支社
	工期		平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
	従事役職		主任技術者
	本工事と重複する場合		当該工事は、平成 00 年 00 月 00 日までの工期であるが 00 月 00 日に検査が終了し、残期間については専任を要しない旨の確認を発注者に対し別紙のとおり行っているため、本工事に従事可能
	本工事の専任開始時期		専任を要する期間の開始日である 00 年 00 月 00 日より従事可能
	コリンズ登録番号		000000000

《補足事項》

- ・(※1) 該当するものを○で囲むこと。

《記載上の注意事項》

- ① 配置予定の主任(監理)技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず 1 名以上を配置しなければならない。なお、配置予定技術者の変更は、当該者の死亡等極めて特別な事情がある場合を除き認めない。
- ② 様式 4 (配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験)に記載する主任(監理)技術者については、必ず本様式にも記載すること。
- ③ 記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。
- ④ 主任技術者、監理技術者ともに、本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。
- ⑤ 上記④に関して、主任技術者にあつては資格者証等の写しを、監理技術者にあつては監理技術者証の写し(表裏とも)及び監理技術者講習修了証の写し(表のみ)を添付すること。また、これらの書類により直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できない場合は、その確認のため必要な書類を添付すること。
- ⑥ 配置予定の主任(監理)技術者が申請時点において他工事に従事している場合は、本工事への専任開始時期を記入すること。なお、当該他工事で主任技術者または監理技術者として従事している場合で、当該他工事の工期と本工事の工期が重複する場合は、本工事への専任期間と当該他工事への専任期間が重複しない旨、当該他工事の発注者に確認を行ったことを証する書面(写し)を添付すること。
- ⑦ 同一人の技術者を本工事以外の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

様式4（配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験）

配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験

会社等名： _____

配置予定技術者の氏名	□□ □□	△△ △△	
従事（予定）役職（※1）	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高専土木工学科 00 年卒業	大学土木工学科 00 年卒業	
現場経験	00 年	00 年	
建設業法（土木工事業）に該当する資格等	0 級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号）	0 級〇〇施工管理技士（取得年・登録番号） 監理技術者資格（取得年・登録番号）	
工事名称等	工事名	〇×自動車道△△工事	☆☆☆☆工事
	工事場所	××県〇〇郡※※町△△	□□県〇×市◇◇
	契約金額	00 億円	00 億円
	工期	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日
	発注者名	〇〇高速道路(株) ◇◇支社	□□県
	工事成績	00 点	00 点
	発注形態	単体	共同企業体【出資比率：00%（〇〇建設 00%）】
	従事役職	主任技術者	主任技術者
	工事諸元等		
	コリンズ登録番号	000000000	登録なし

《補足事項》

（※1） 該当するものを○で囲むこと。

《記載上の注意事項》

- ①記3.「非指名者の競争参加」(2)2)に示す「同種工事」の要件を満たす配置予定の現場代理人、主任技術者または監理技術者の工事経験を記載すること。
- ②配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。
- ③現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限るものとする。
- ④記載する主任（監理）技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。
- ⑤本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。（建設業法15条2号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類（写し）を添付すること）
- ⑥上表「工事名称等」には、入札公告（説明書）に定める競争参加資格を満たした工事経験1件を記載すること。
- ⑦記載する工事経験は、工期の5割以上の期間において従事していた工事とする。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間、工場製作期間、冬季休止期間を証明する書類を添付すること。
- ⑧記載した工事内容を証する契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分）及び当該工事がコリンズに登録されている場合は登録情報の写し（工事内容が確認できる「工事カルテ（完了時）」）を証明する書類を添付すること。
- ⑨上表に記載した工事経験について、契約書類の写しやコリンズの登録内容で上表の内容をすべて確認することができない場合は、その内容を証明する書類（経歴書、施工計画書等）を添付すること。
- ⑩記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。
- ⑪同一人の技術者を本工事以外の工事等（NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない）にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。
- ⑫工事経験の従事役職が現場代理人の場合（監理技術者又は主任技術者を兼務していた場合は除く）は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する主任技術者資格または監理技術者資格を有していた場合に対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し（実務経験による場合は、工事名・従事期間等のわかる経歴書）を添付すること。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」としてください】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫 殿

住所

会社名

代表者

担当者

TEL

FAX

E-mail

印

平成 26 年 3 月 17 日付けで拡大型指名競争入札の公表のありました道央自動車道 茶志内地区のり
面対策工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書

2. 添付書類

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
1	5- (1)	用・排水溝 P u L ・ 0. 30 ・ 0. 30	m	120		

内 訳

【120m当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
2	5- (1)	用・排水溝 K (1)- P u L ・ 0.30・0.30(10)	m	35		

内 訳

【35m当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
3	5- (1)	用・排水溝 D v - P (P o) ・ φ 0.30	m	3		

内 訳

【3m当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m当りの金額								

《記載上の注意事項》

1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績

 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積

 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積

2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

 ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

 ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

 ・適用した物価資料等の写し

様式 5-2

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
4	5- (3)	集水ます Type A	箇所	1		

内 訳

【1箇所当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1箇所当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
5	特一 (1)	グラウンドアンカー工 A (L=8.0m)	本	16		

内 訳

【16本当たり】

区分	名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	アンカー工の多サイクル確認試験費		式	1			
	足場工費		式	1			
	交通規制費		式	1			
合計							
1本当たりの金額							

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
6	特一 (1)	グラウンドアンカー工 A (L=8.5m)	本	14		

内 訳

【14本当たり】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	アンカー工の多サ イクル確認試験費			式	1			
	足場工費			式	1			
	交通規制費			式	1			
合計								
1本当たりの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
7	特一 (1)	グラウトアンカー工 B (L=7.0m)	本	17		

内 訳

【17 本当たり】

区分	名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	アンカー工の多サイクル確認試験費		式	1			
	足場工費		式	1			
	交通規制費		式	1			
合計							
1 本当たりの金額							

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見積書（直接工事費）

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価（円）	金額（円）
8	特一（1）	グラウトアンカー工 B（L=8.0m）	本	17		

内 訳

【17本当たり】

区分		名称	規格	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	アンカー工の多サイクル確認試験費			式	1			
	足場工費			式	1			
	交通規制費			式	1			
合計								
1本当たりの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

（添付資料）

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
9	特一 (1)	グラウンドアーカー工 受圧板工	基	64		

内 訳

【64 基当たり】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	足場工費			式	1			
	交通規制費			式	1			
合計								
1 基当たりの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
10	特一 (1)	グラウトアンカー工 荷重計設置工 A	箇所	5		

内 訳

【5箇所当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1箇所当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
1 1	特一 (2)	水抜きボーリング工 A (L=11.0m)	本	8		

内 訳

【8本当たり】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1本当たりの単価								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見積書（直接工事費）

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価（円）	金額（円）
1 2	特一（2）	水抜きボーリング工 A（L=13.0m）	本	8		

内 訳

【8本当たり】

区分		名称	規格	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1本当たりの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

（添付資料）

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
13	特一 (3)	コンクリート間詰工 A (t=15 cm)	m ²	361		

内 訳

【361 m²当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m ² 当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
1 4	特一 (4)	撤去工 K(1)-Pu・0.30・0.30 (10)	m	35		

内 訳

【35m当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - 過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し
- 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - 取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - 適用した物価資料等の写し

見 積 書 (直接工事費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
15	特一(4)	撤去工 押え盛土工	m ³	282		

内 訳

【282m³当り】

区分		名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	交通規制費			式	1			
合計								
1 m ³ 当りの金額								

《記載上の注意事項》

- 1) 「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。
例) 材料費：NEXCO 単価、物価資料等、取引実績
 労務費：公共工事設計労務単価、協力会社からの見積
 機械器具経費：建設機械損料算定表、リース会社からの見積
- 2) 「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。
- 3) 「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。
- 4) 「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。
- 5) 「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、金額を記載する。

(添付資料)

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

- 1) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合
 - ・過去の類似工事において工事内容が判断できる a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し、または c) 貸金台帳等支払いを証する書類の写し
- 2) 下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合
 - ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し
- 3) その他上記 1) または 2) によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合
 - ・適用した物価資料等の写し

見 積 書 (諸経費)

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
16		諸経費① (共通仮設費)	式	1		

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
17		諸経費① (現場管理費)	式	1		

《記載上の注意事項》

- 1) 諸経費の共通仮設費及び現場管理費とは、土木工事共通仕様書 (平成25年7月) 1-34 に記載の内容とし、詳細については土木工事積算基準 第一編を参考に算出するものとする。
- 2) 見積書の積上げ根拠資料は、入札前価格交渉時に持参するものとする。積上げ根拠様式については、任意とする。

様式 6

単価表等の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫 殿

住所
会社名
代表者

印

工事名) 道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事

提出書類

・単価表等

《単価表等の提出に係る留意事項》

- ① 本件工事の第1回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する単価表等の提出を求める。
- ② 提出された単価表等を確認し、入札者に対する指示書[13]④に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。
- ③ 必要に応じて、提出された単価表等のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を参照のこと）。

様式 7

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫 殿

提出者) 郵便番号
住 所
会 社 名
代 表 者

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事

入札者に対する指示書[13]または[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

様式 8

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫 殿

提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公告日
3. 疑問内容

以 上

様式 9

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
岩見沢管理事務所長 窪田 和夫 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

2 再苦情申立ての対象となる工事名

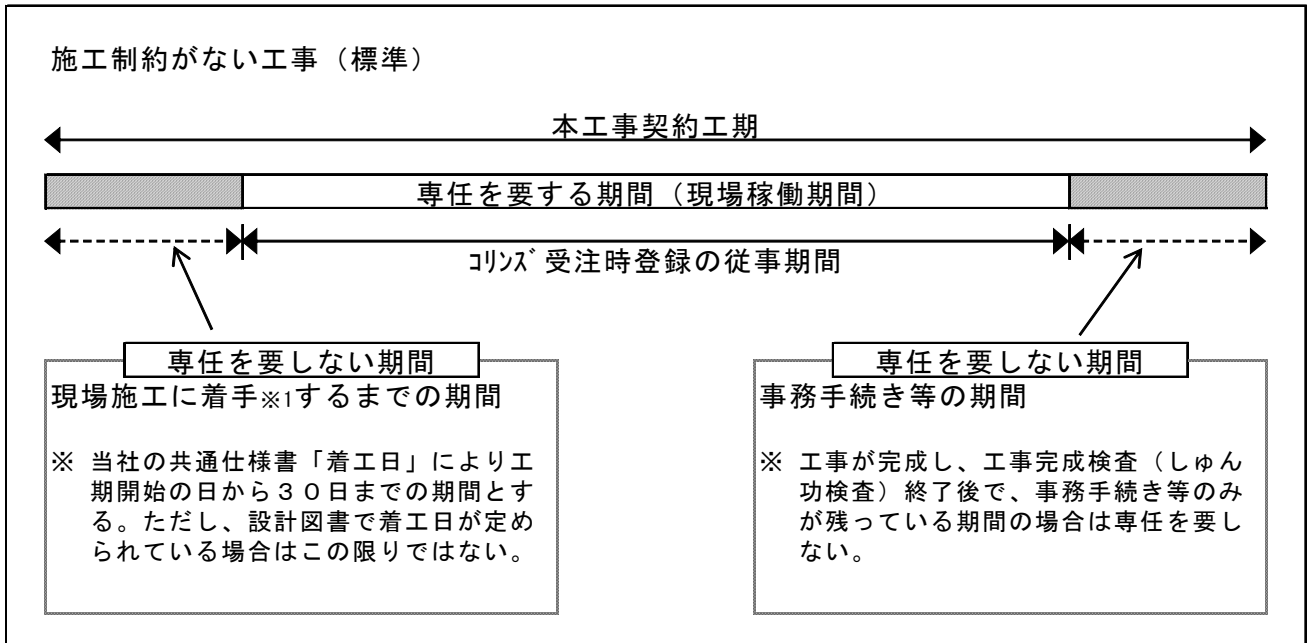
工事名 道央自動車道 茶志内地区のり面対策工事

3 不服のある事項

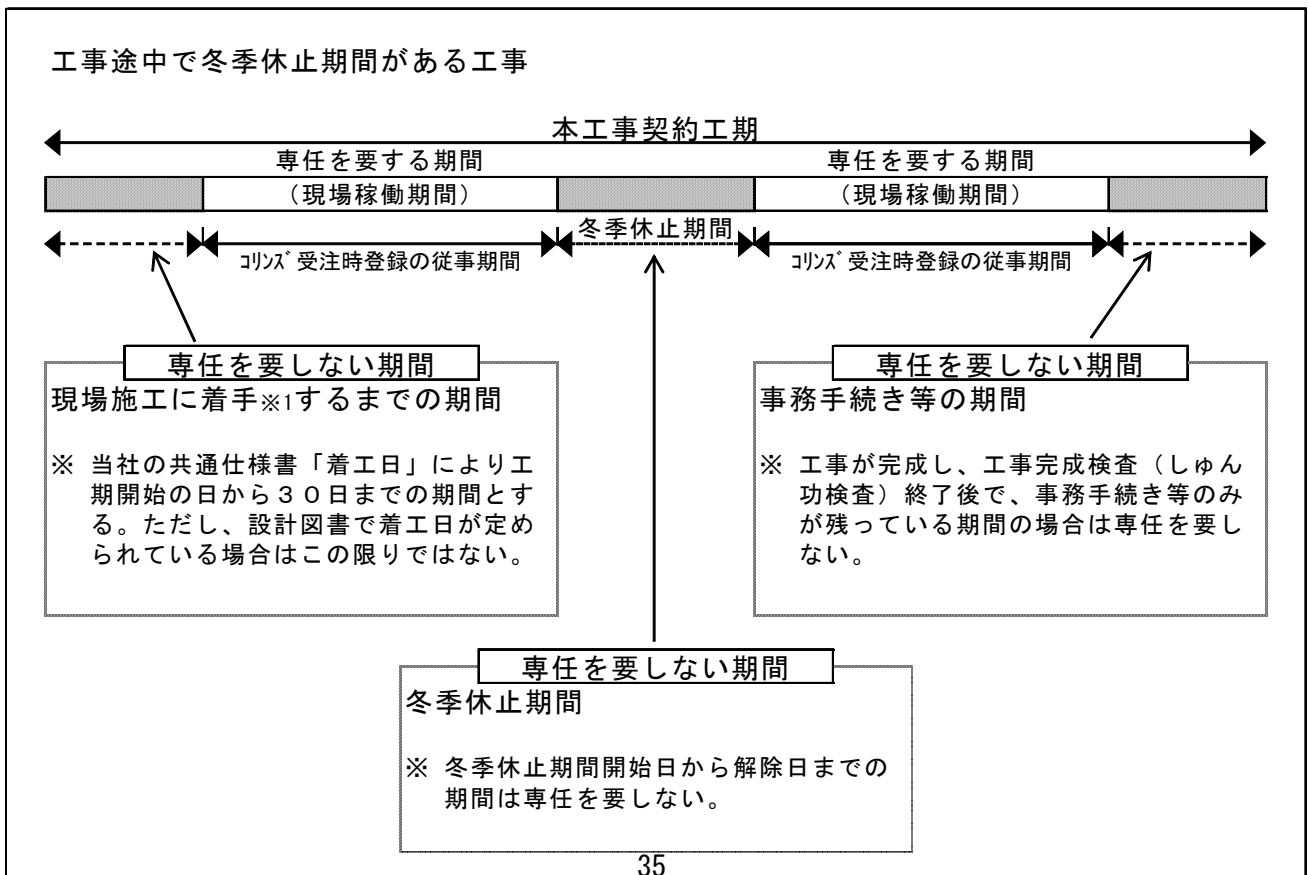
4 3の主張の根拠となる事項

※1「現場施工に着手」とは
 受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は
 測量等（準備工含む）を開始することをいう。
 （共通仕様書1-12 着工日）

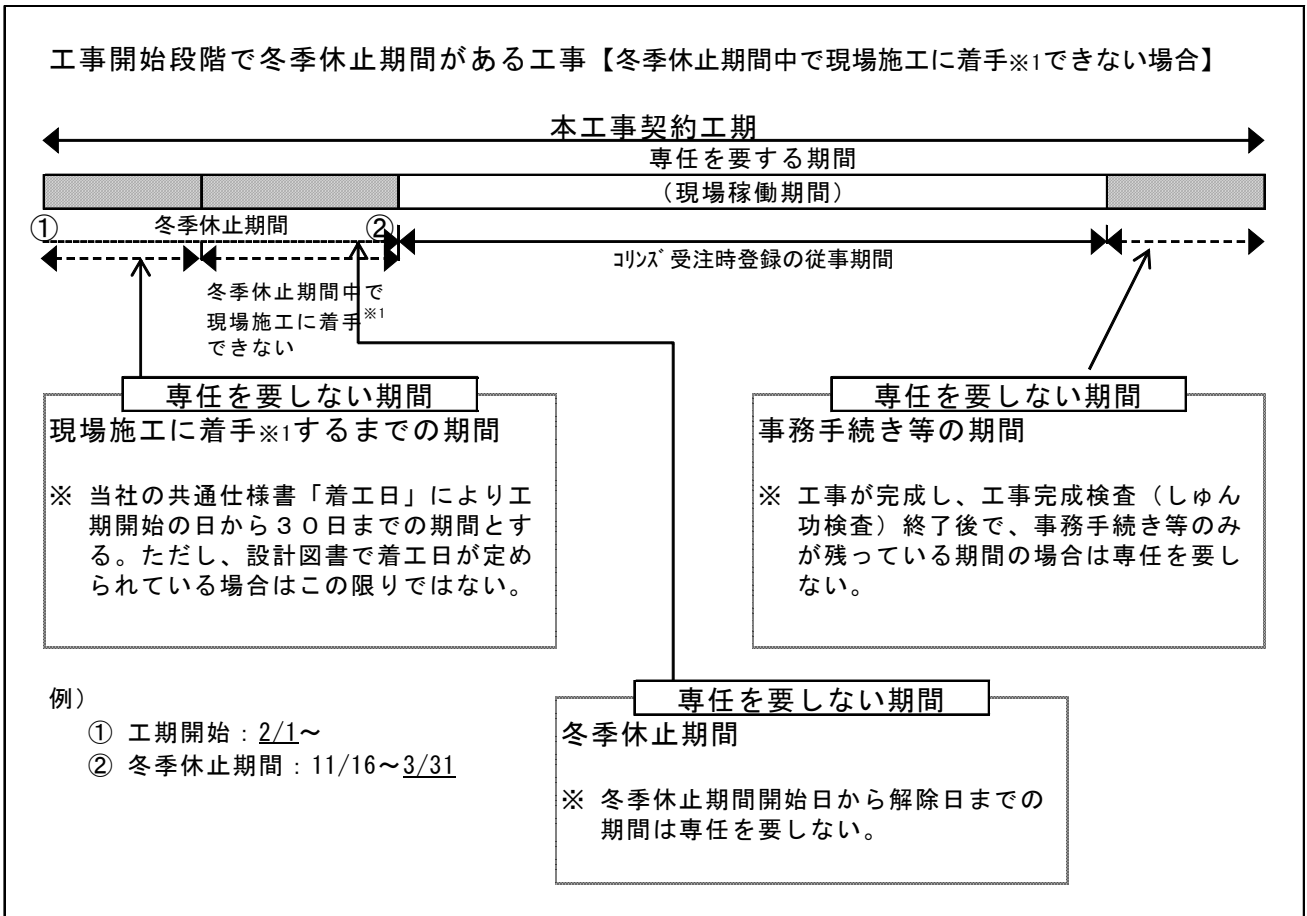
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方①



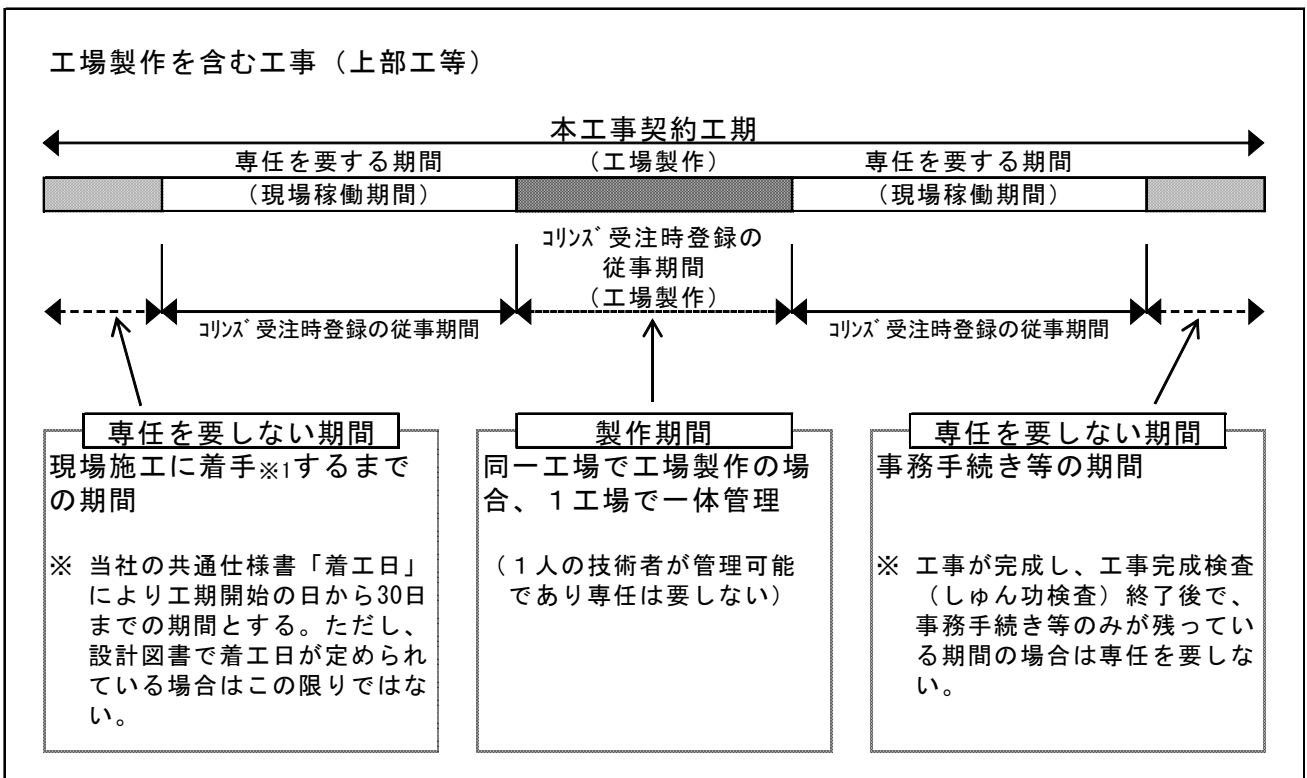
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②-1



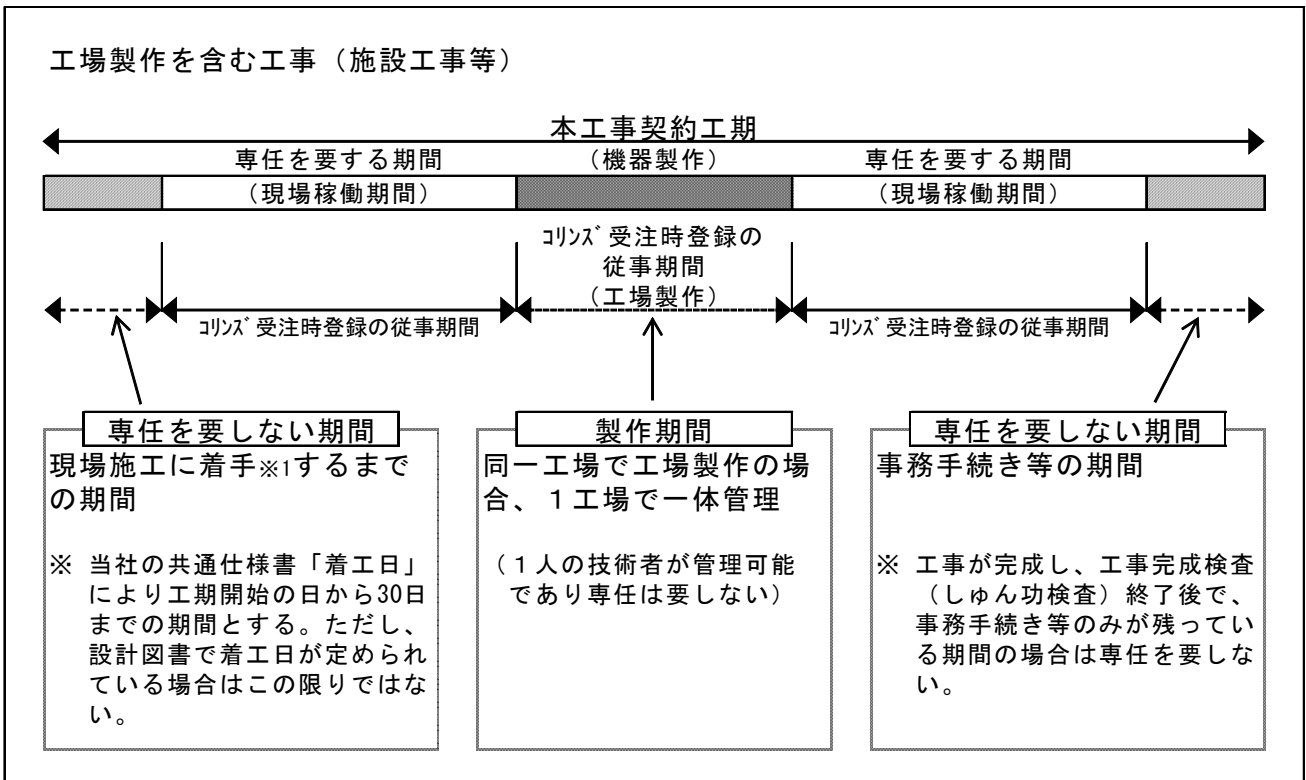
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方②-2



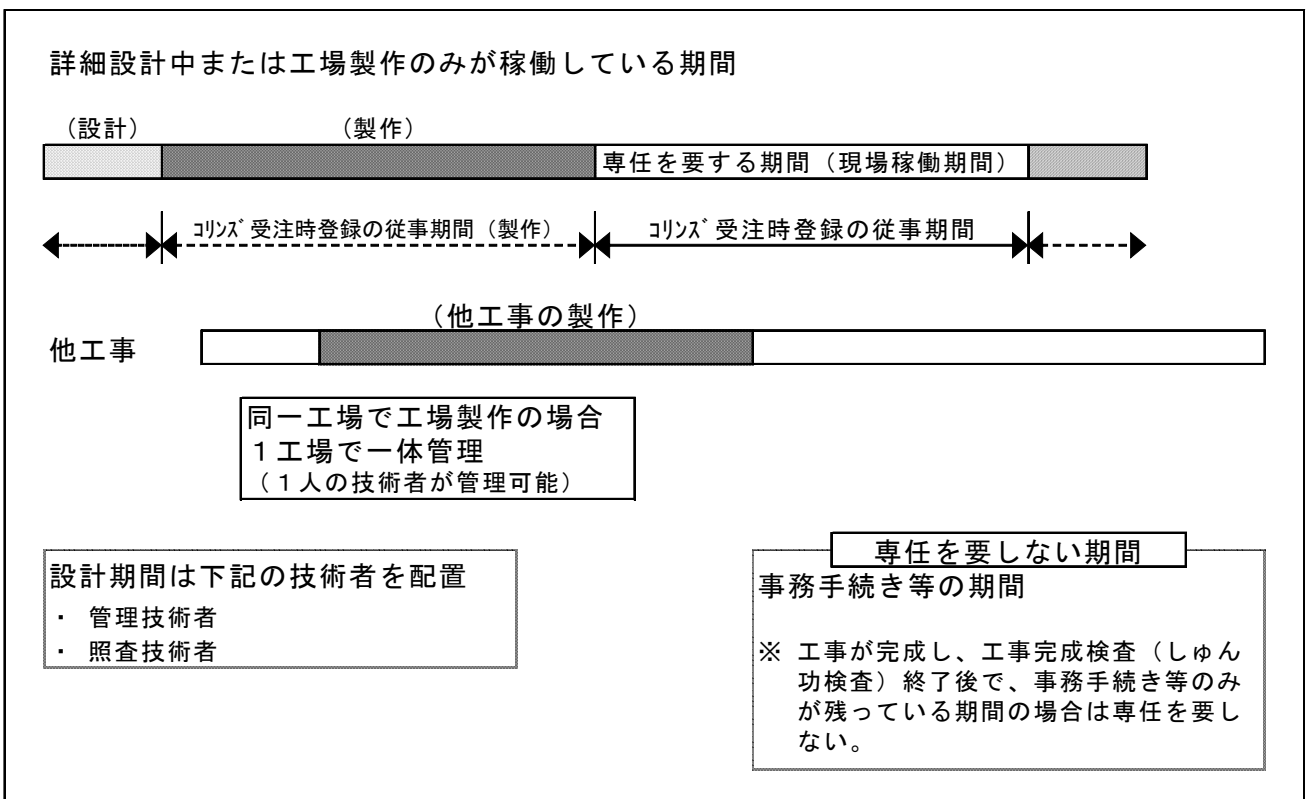
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方③



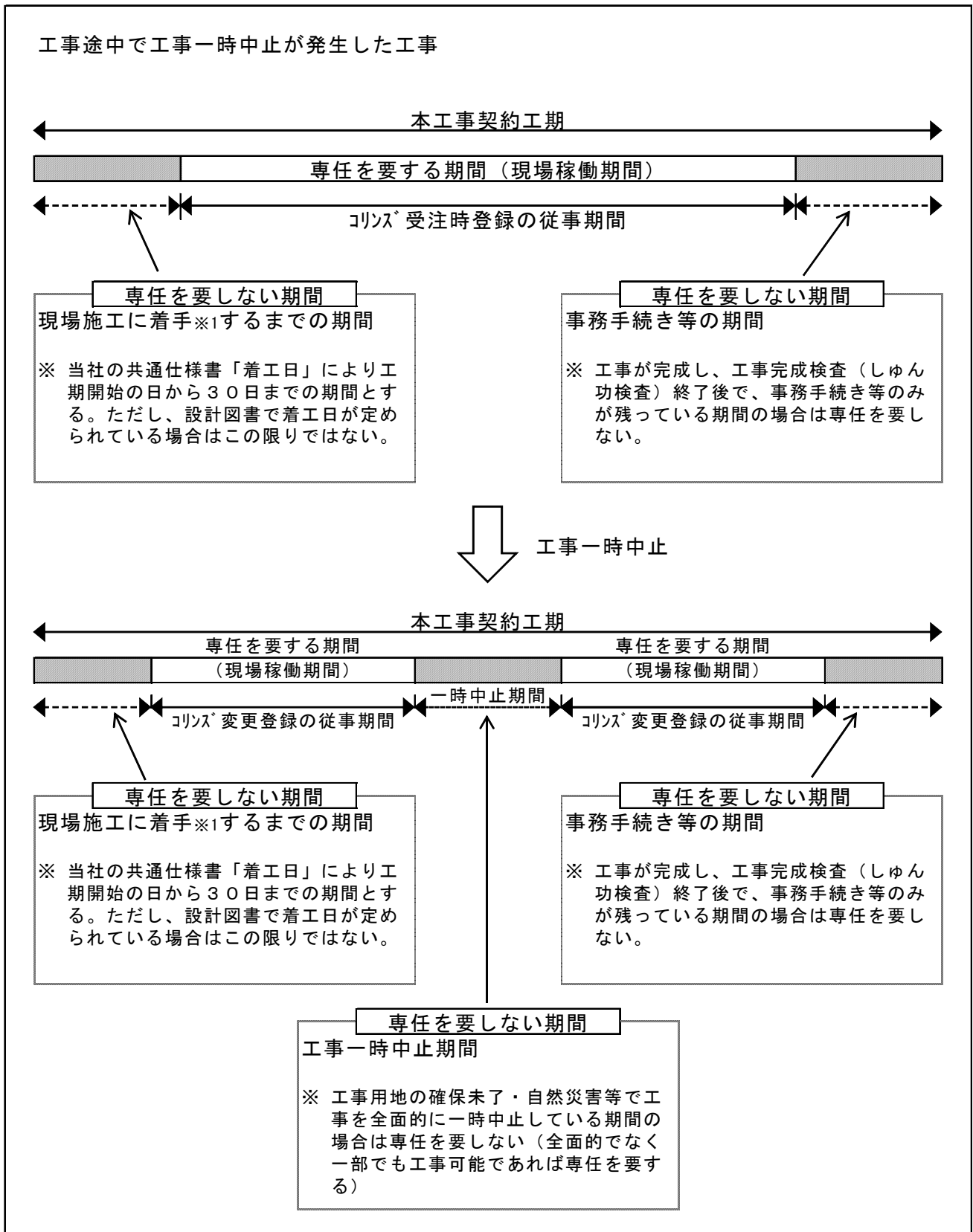
配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方④



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑤



配置予定技術者の専任期間の基本的な考え方⑥



配置予定技術者の工事経験における従事期間の考え方

当該工事の契約工期		競争参加資格	技術評価の対象
現場代理人等 100%		あり	現場代理人等
現場代理人等 50%		あり	現場代理人等
現場代理人等 60%	担当技術者 40%	あり	現場代理人等
現場代理人等 40%	担当技術者 60%	あり	担当技術者
現場代理人等 40%	担当技術者 30%	あり	担当技術者
担当技術者 50%		あり	担当技術者
現場代理人等 40%		なし	—
担当技術者 40%		なし	—
現場代理人等 30%	担当 15%	なし	—

※「現場代理人等」とは、現場代理人、主任技術者または監理技術者での従事をいう。

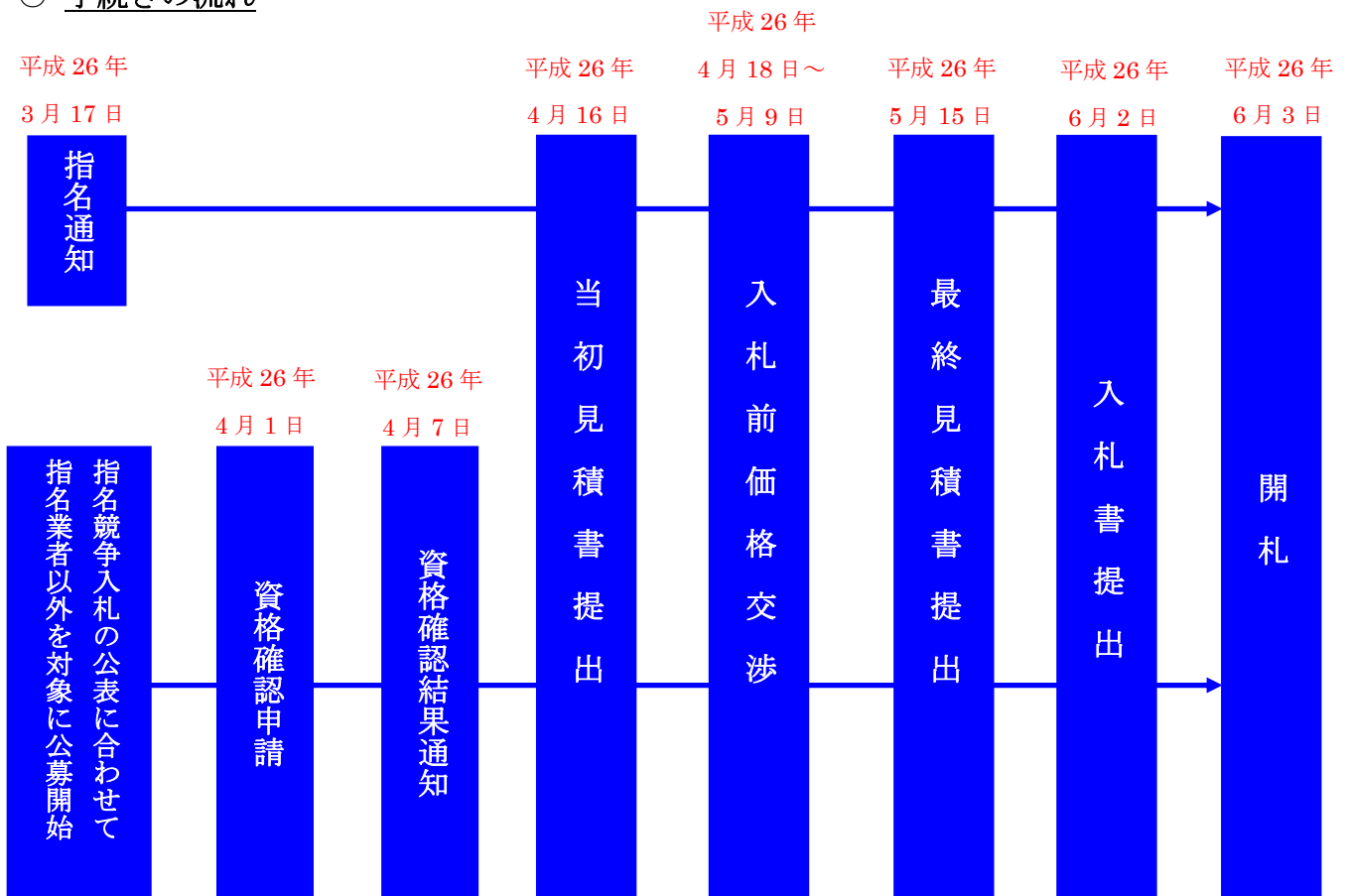
※ 設計、製作、冬季休止がある場合は、その期間は工期及び従事期間から除く。

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、平成25・26年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。